

EMOBILE通信サービス契約約款  
(データ通信編)

第21版

平成22年9月1日  
イー・モバイル株式会社

## 目次

第1章 総則	1
(約款の適用)	1
(約款の変更等)	1
(用語の定義)	1
第2章 EMOBILE通信サービスの種類	3
(EMOBILE通信サービスの種類)	3
第3章 契約	4
第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種別	4
(EMOBILE通信サービスに係る契約の種別)	4
第2節 一般契約	4
(契約の単位)	4
(契約申込みの方法)	4
(契約申込みの承諾)	4
(契約者識別番号)	5
(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断)	5
(一般契約者の氏名等の変更の届出)	5
(一般契約に係わる契約の承継)	5
(一般契約に係る契約の譲渡)	6
(一般契約者が行う一般契約の解除)	6
(当社が行う一般契約の解除)	6
(その他の提供条件)	6
第3節 定期契約	6
(契約の単位)	6
(契約申込みの方法)	6
(契約申込みの承諾)	7
(定期契約の区分)	7
(定期契約の満了)	7
(定期契約の満了に伴う契約の変更等)	8
(その他の提供条件)	8
第3章の2 付加機能	9
(付加機能の提供)	9
(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)	9
第4章 EM chipの貸与等	10
(EM chipの貸与)	10

( 契約者識別番号その他の情報の登録等 )	10
( E M c h i p の情報消去および返還 )	10
( E M c h i p の管理責任 )	10
( 暗証番号 )	11
第 5 章 利用中止および利用停止	12
( 利用中止 )	12
( 利用停止 )	12
第 6 章 通信	14
第 1 節 通信の種類等	14
( 通信の種類 )	14
( 電波伝播条件による通信場所の制約 )	14
( 相互接続に伴う通信 )	14
第 2 節 通信利用の制限	14
( 通信利用の制限 )	14
第 7 章 料金等	16
第 1 節 料金および工事に関する費用	16
( 料金および工事に関する費用 )	16
第 2 節 料金等の支払義務	16
( 基本使用料等の支払義務 )	16
( パケット通信料の支払義務 )	17
( 定期契約に係る契約解除料の支払義務 )	17
( 手続きに関する料金の支払義務 )	17
( ユニバーサルサービス料の支払義務 )	17
( 工事費の支払義務 )	17
第 3 節 料金の計算および支払い	17
( 料金の計算および支払い )	17
第 4 節 預託金	18
( 預託金 )	18
第 5 節 割増金および延滞利息	18
( 割増金 )	18
( 延滞利息 )	18
第 8 章 保守	19
( 当社の維持責任 )	19
( 契約者の維持責任 )	19
( 契約者の切分責任 )	19
( 修理または復旧 )	19

(修理または復旧の場合の暫定措置)	19
第9章 損害賠償	20
(責任の制限)	20
(免責)	20
第10章 雑則	21
(承諾の限界)	21
(利用に係る契約者の義務)	21
(電気通信事業者への情報の通知)	21
(契約者に係る情報の利用)	22
(国際アウトローミングの利用等)	22
(法令に規定する事項)	23
(閲覧)	23
(約款の掲示)	23
(合意管轄)	23
(準拠法)	23
別記	24
1 サービス区域	24
1の2 付加機能の提供	24
2 付随サービスの提供	24
3 当社から契約者に行なう通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務	24
4 端末設備に異常がある場合等の検査	25
5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	25
6 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	25
7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	25
8 端末設備の電波法に基づく検査	26
9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	26
10 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	26
11 新聞社等の基準	26
12 課金対象パケットの情報量の測定等	26
13 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い	27
14 端末設備の接続	27
15 自営電気通信設備の接続	27
16 検査等のための端末設備の持込み	28
17 インターネット接続機能の利用における禁止行為	28
18 契約者に係る情報の共同利用の取扱い	29

19	第54条（電気通信事業者への情報の通知）第1項の規定に基づき当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者	29
20	長期契約割引の取扱い	29
	料金表	30
	通則	30
	第1表 EMOBILE通信サービスに関する料金	32
	第1 基本使用料	32
	第2 パケット通信料	49
	第3 国際アウトローミングに係るパケット通信料	64
	第4 契約解除料	66
	第5 手続きに関する料金	72
	第6 ユニバーサルサービス料	74
	第2表 工事費	75
	第3表 付随サービスに関する料金	75
	第1 請求書発行サービス	75
	附則	76
	附則別紙1	80

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)その他の法令の規定によるほか、このE M O B I L E 通信サービス契約約款(データ通信編)(料金表を含みます。以下「この約款」といいます。)によりE M O B I L E 通信サービス(この約款においては、データ通信に係るものをいいます。)を提供します。

### (約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後のE M O B I L E 通信サービス契約約款(データ通信編)によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 E M O B I L E 通信サービス	D S - C D M A 方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)を使用して行う電気通信サービス
4 E M O B I L E 通信サービス取扱所	(1) E M O B I L E 通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により E M O B I L E 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 一般契約	当社から E M O B I L E 通信サービスの提供を受けるための契約であって、定期契約以外のもの
6 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
7 定期契約	当社が定める期間において当社から E M O B I L E 通信サービスの提供を受けるための契約
8 定期契約者	当社と定期契約を締結している者
9 E M O B I L E 契約	当社から E M O B I L E 通信サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	一般契約者または定期契約者

1 1	料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
1 2	移動無線装置	E M O B I L E 契約に基づいて、陸上(河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
1 3	無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備
1 4	契約者回線	E M O B I L E 契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
1 5	E M c h i p	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がE M O B I L E 通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
1 6	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
1 7	自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者または第16条第1頂の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
1 8	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第33条および第34条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
1 9	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
2 0	外国事業者	当社と国際ローミングに関する協定を締結している外国の事業者
2 1	相互接続通信	相互接続点との間の通信
2 2	契約者回線等	(1)契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社が必要に応じ設置する電気通信設備 (2)相互接続点
2 3	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
2 4	ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

## 第2章 EMOBILE通信サービスの種類

(EMOBILE通信サービスの種類)

第4条 EMOBILE通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
EMモバイル ブロードバンド	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (その無線局の免許人が当社であるものに限ります。)との間に電気 通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、また は受ける通信サービス

## 第3章 契約

### 第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種別

(EMOBILE通信サービスに係る契約の種別)

第5条 EMOBILE通信サービスに係る契約には次の種別があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

### 第2節 一般契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第7条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのEMOBILE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

2 前項の場合において、一般契約の申し込みをするものは、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 一般契約の申込みをした者が当社のEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- (3) 一般契約の申込みをした者が、第29条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、EMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはEMOBILE通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第53条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

( 契約者識別番号 )

第9条 EMOBILE通信サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、EMOBILE通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、EMOBILE通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

( EMOBILE通信サービスの利用の一時中断 )

第10条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、EMOBILE通信サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなくEMOBILE通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

( 一般契約者の氏名等の変更の届出 )

第11条 一般契約者は、氏名、名称、住所もしくは請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかにEMOBILE通信サービス取扱所または当社が別に定めた連絡方法により届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第9条(契約者識別番号)第14条(当社が行う一般契約の解除)第23条(EM chipの貸与)第28条(利用中止)第29条(利用停止)および第55条の2(国際アウトローミングの利用等)第8項に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

( 一般契約に係わる契約の承継 )

第12条 一般契約者が相続または法人の合併もしくは分割(以下「相続等」といいます。)を伴うときは相続人等は一般契約の承継を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときの取扱いを次のとおりとします。

(1) 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてEMOBILE通信サービス取扱所に請求していただきます。

(2) 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。

3 相続人等は、承継前の契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)および義務を承継します。

4 当社は前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 一般契約に係わる承継により新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者がEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。

(2) 一般契約に係わる承継により、新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者が、第53条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第2項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(一般契約に係る契約の譲渡)

第12条の2 当社は一般契約の譲渡を承諾しません。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第13条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめE M O B I L E 通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う一般契約の解除)

第14条 当社は、第29条(利用停止)の規定によりE M O B I L E 通信サービスの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者が第29条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、E M O B I L E 通信サービスの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。

4 当社は、前3項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その一般契約に係わるE M O B I L E 通信サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

(注) 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第15条 一般契約に関するその他の提供条件については、別記2に定めるところによります。

### 第3節 定期契約

(契約の単位)

第16条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1の定期契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第17条 定期契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのE M O B I L E 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

2 一般契約者または定期契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者または定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているE M O B I L E 通信サービスに準じて取

り扱います。

(契約申込みの承諾)

第18条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 定期契約の申込みをした者が当社のE M O B I L E通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条第1項に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- (3) 定期契約の申込みをした者が、第29条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、E M O B I L E通信サービスの利用を停止されたことがあるときまたはE M O B I L E通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第53条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(定期契約の区分)

第19条 定期契約に係る契約には次の区分があります。

- (1) 第1種定期契約
- (2) 第2種定期契約
- (3) 第3種定期契約
- (4) 第4種定期契約

(定期契約の満了)

第20条 第1種定期契約および第4種定期契約においては、その契約に基づいて当社がE M O B I L E通信サービスの提供を開始した日を含む料金月(その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新日を含む料金月、またその契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。)から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を契約が満了する日(以下「満了日」といいます。)とします。

区 分	内 容
第1種定期契約	12料金月
第4種定期契約	24料金月

2 第2種定期契約および第3種定期契約においては、その契約に基づいて当社がE M O

B I L E 通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。

区 分	内 容
第 2 種定期契約	1 2 料金月
第 3 種定期契約	2 4 料金月

（定期契約の満了に伴う契約の変更等）

第 2 1 条 第 1 種定期契約者および第 4 種定期契約者は、その満了日の翌日にその定期契約を更新します。その定期契約を更新するときは、第 8 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

2 第 2 種定期契約者および第 3 種定期契約者は、料金表に別に定める場合を除いて、その満了日の翌日に一般契約に変更します。

（その他の提供条件）

第 2 2 条 定期契約における契約者識別番号、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、承継、譲渡、契約者が行う契約の解除および当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

2 定期契約に関するその他の提供条件については、別記 2 に定めるところによります。

## 第3章の2 付加機能

(付加機能の提供)

第22条の2 当社は、契約者から請求があったときは、別記1の2に規定する付加機能を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、E M O B I L E 通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるときには、その付加機能を提供しません。

(E M O B I L E 通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第22条の3 当社はE M O B I L E 通信サービスの利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

## 第4章 EM chipの貸与等

### (EM chipの貸与)

第23条 当社は、EMOBILE通信サービス契約者に対し、EM chipを貸与します。この場合において、貸与するEM chipの数は、1のEMOBILE契約につき1とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEM chipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

### (契約者識別番号その他の情報の登録等)

第24条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEM chipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EM chipを貸与するとき。

(2) その他、当社のEM chipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第9条(契約者識別番号)第2項または第49条(修理または復旧の場合の暫定処置)の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

### (EM chipの情報消去および返還)

第25条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEM chipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEM chipの貸与に係るEMOBILE通信サービス契約の解除があったとき。

(2) その他、EM chipを利用しなくなったとき。

2 当社のEM chipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEM chipを当社が別に定める方法により、当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第23条(EM chipの貸与)第2項の規定により、当社がEM chipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEM chipを返還するものとします。

### (EM chipの管理責任)

第26条 EM chipの貸与を受けている契約者は、そのEM chipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EM chipの貸与を受けている契約者は、EM chipについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEM chipを利用した場合であっても、そのEM chipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、EM chipの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(暗証番号)

第27条 契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipに、EM chip暗証番号(そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、EM chip暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

## 第5章 利用中止および利用停止

### (利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、E M O B I L E通信サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第33条(通信利用の制限)または第34条の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるE M O B I L E通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にE M O B I L E通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条第1項の規定によりE M O B I L E通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(E M O B I L E通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、または第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間)そのE M O B I L E通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(2) E M O B I L E通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 別記3の規定に違反したとき、または別記3の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 契約者がE M O B I L E通信サービスの利用において第53条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(5) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(6) 別記4もしくは5の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたは、その検査の結果、技術基準等(別記6に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(7) 別記7, 8, 9または10の規定に違反したとき。

( 8 ) 第 4 2 条 ( 預託金 ) に規定する預託金を預け入れないとき。

( 注 ) 当社は、本条の規定により E M O B I L E 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。  
ただし、本条第 4 号の規定により、E M O B I L E 通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第6章 通信

### 第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第30条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	2以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第31条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第32条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(この約款で提供するEMOBILE通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。

### 第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第33条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

(1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)

機 関 名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記 1 1 の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関

( 2 ) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第 3 4 条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用または E M O B I L E 通信サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。

- ( 1 ) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
  - ( 2 ) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が E M O B I L E 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
  - ( 3 ) 契約者が別記 1 7 に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。
  - ( 4 ) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。
- 2 当社は前項による規定のほか、E M O B I L E 通信サービスに関して、次の処置をとることができます。
- ( 1 ) 一定時間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置

## 第7章 料金等

### 第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第35条 EMOBILE通信サービスの料金は、料金表第1表(EMOBILE通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料等、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金およびユニバーサルサービス料とします。

2 別記1の2に定める国際アウトローミング(以下「国際アウトローミング」といいます。)の料金は、料金表第1表第3に規定する国際アウトローミングに係るパケット通信料とします。

3 EMOBILE通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第36条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する料金(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりEMOBILE通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、EMOBILE通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのEMOBILE通信サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注)基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(パケット通信料の支払義務)

第37条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信(その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。)について、料金表第1表第2(パケット通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。なお、算定に使用する情報量は、別記12の規定に基づいて測定します。

2 契約者は、パケット通信料について、当社の機器(協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記13に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(定期契約に係る契約解除料の支払義務)

第38条 定期契約者は、満了日を含む料金月の翌料金月以外の日に定期契約の解除があったときは、料金表第1表第4(契約解除料)に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 契約者は、EMOBILE通信サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第39条の2 契約者は、料金表第1表第6(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第40条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### 第3節 料金の計算および支払い

(料金の計算および支払い)

第41条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

## 第4節 預託金

### ( 預託金 )

第42条 契約者または第12条（一般契約に係わる契約の承継）の規定による承継に基づき新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、E M O B I L E 通信サービスの利用に先立って（承継の場合は当社によるその承認に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

- ( 1 ) E M O B I L E 通信サービス契約の申込みの承諾を受けたとき。
- ( 2 ) E M O B I L E 通信サービスにかかわる契約の承継の承認を請求したとき。
- ( 3 ) 第29条（利用停止）第1項第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。
- ( 4 ) 第28条（利用中止）第2項の規定による利用中止を受けた後、その利用中止が解除される時。
- ( 5 ) 付加機能の提供を請求したとき。
- ( 6 ) 第55条の2（国際アウトローミングの利用等）第9項に基づき国際アウトローミングの利用の中止が解除される時。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのE M O B I L E 通信サービス契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

## 第5節 割増金および延滞利息

### ( 割増金 )

第43条 契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

### ( 延滞利息 )

第44条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 第8章 保守

### ( 当社の維持責任 )

第45条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### ( 契約者の維持責任 )

第46条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

### ( 契約者の切分責任 )

第47条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### ( 修理または復旧 )

第48条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第33条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

### ( 修理または復旧の場合の暫定措置 )

第49条 当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

## 第9章 損害賠償

### (責任の制限)

第50条 当社は、E M O B I L E 通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのE M O B I L E 通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、E M O B I L E 通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのE M O B I L E 通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（パケット通信料）の（3）の1で最大パケット通信料金額が規定されている場合においては、その最大パケット通信料金額に料金表第1表第2（パケット通信料）の（2）に規定するパケット通信料の減額を適用した料金

(3) 料金表第1表第2（パケット通信料）の（3）の2で最大料金額が規定されている場合においては、E M O B I L E 通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、E M O B I L E 通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

### (免責)

第51条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなけりばならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担しません。

## 第10章 雑則

### (承諾の限界)

第52条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

### (利用に係る契約者の義務)

第53条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備(移動無線装置に限ります。)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) 端末設備もしくは自営電気通信設備またはE M c h i pに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと

なお、別記17に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

### (電気通信事業者への情報の通知)

第54条 契約者は、第13条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第14条(当社が行う一般契約の解除)、第22条(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、携帯電話事業者またはPHS事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 契約者は、第14条(当社が行う一般契約の解除)第2項、または第29条(利用停止)第1項第4号の規定に基づきE M O B I L E通信サービスの利用を停止されたことがある場合(いずれの場合においても、第53条(利用に係る契約者の義務)第1項第4号の規定に違反した場合(専ら別記17に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限ります。))に限ります。)は、携帯電話事業者またはPHS事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

( 契約者に係る情報の利用 )

第 5 5 条 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、E M O B I L E 通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

2 契約者は、別に定めるところにより、当社が E M O B I L E 契約に伴い保有する契約者に係る情報を共同利用することに同意するものとします。

( 国際アウトローミングの利用等 )

第 5 5 条の 2 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第 5 0 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

2 国際アウトローミングに係るパケット通信料は、当社が定めるものとし、契約者は、国際アウトローミングを利用したときは、料金表第 1 表第 3 に規定する国際アウトローミングに係るパケット通信料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミングに係るパケット通信料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国事業者または当社の機器等により測定します。

3 国際アウトローミングに係る外国事業者または当社の機器等の故障等により国際アウトローミングに係るパケット通信料を正しく算定できなかった場合は、別記 1 3 の規定に準じて取り扱います。

4 外国事業者が定める国際アウトローミングのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

5 電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することはできません。

6 国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

7 当社は、契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係るパケット通信料の 1 の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。）が、当社が別に定める金額に達した場合に、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると判断したときは、国際アウトローミングの利用を中止します。

8 当社は、前項の規定により国際アウトローミングの利用を中止したときは、その旨を当該契約者に通知します。

9 E M O B I L E 通信サービスの料金その他の債務の全てが支払われた場合、国際アウ

トローミングの利用の中止を解除します。

(注) 契約者は、国際アウトローミングを契約者以外の者が利用した場合であっても、その利用に係る料金の支払いを要します。

(法令に規定する事項)

第56条 EMOBILE通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第57条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(約款の掲示)

第58条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社のインターネットホームページまたは当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所に掲示します。

(合意管轄)

第59条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第60条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 別記

### 1 サービス区域

E M O B I L E 通信サービスのサービス区域は、別表 1（サービス区域）に定める都道府県の区域とします。

### 1 の 2 付加機能の提供

当社は、契約者から請求があったときは、次表に規定する付加機能を提供します。

種 類	提 供 条 件
国際アウトローミング	( 1 ) 主として別表 2（外国事業者一覧および料金区分等）に定める外国事業者に係る電気通信設備を使用して提供する電気通信サービスであって、当社においてその外国事業者に係る電気通信設備から送出された確認信号( E M c h i p を装着した移動無線装置の在圏が当該外国事業者に係る電気通信設備において確認されたことを通知する信号をいいます。以下同じとします。)による認証を行って、通信を行うことができる機能をいいます。 ( 2 ) 国際アウトローミングを利用できる外国事業者および料金区分等については、別表 2（外国事業者一覧および料金区分等）に定めるところによります。 ( 3 ) 契約者は、国際アウトローミングの利用にあたっては、料金表第 1 表第 3 の 2 に規定する料金の支払いを要します。

### 2 付随サービスの提供

#### ( 1 ) 請求書発行サービス

ア 当社は、契約者から請求があったときは、次により請求書の発行サービスを提供します。

イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表第 1（請求書発行サービス）に規定する料金の支払いを要します。

### 3 当社から契約者に行う通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

( 1 ) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡(以下この条において「通知等」といいます。)を行なう必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定めた連絡方法(契約者のメールアドレスを含みます。以下同じとします。)によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所もしくは居所、請求書の送付先または契約者の了承を得て別に定めた連絡方法に係る情報(以下「契約者連絡先」といいます。)に基づいて行います。

( 2 ) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。

( 3 ) 当社は、( 2 )の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示

していただくことがあります。

- (4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(4)と同様とします。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等は行わないこととします。
- (7) 当社は、当社がその契約者回線について第29条(利用停止)に基づくE M O B I L E通信サービスの利用の停止、第14条(当社が行う契約の解除)に基づく契約の解除または第55条の2(国際アウトローミングの利用等)第7項に基づく国際アウトローミングの利用の中止を行う場合であって、書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (8) 契約者は、(2)の届出を怠った、または当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

#### 4 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

#### 5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記4の規定に準じて取り扱います。

#### 6 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

種 類	技術基準および技術的条件
E Mモバイルブロードバンド	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

#### 7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備(移動無線装置に限ります。以下この別記7において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたと

きは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

#### 8 端末設備の電波法に基づく検査

別記7に規定する検査のほか、端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記7の(2)および(3)の規定に準ずるものとしします。

#### 9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記7の規定に準ずるものとしします。

#### 10 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとしします。

#### 11 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
(2) 放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者および有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社または放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者等が放送をするためのニュースまたは情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

#### 12 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者または着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先(その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。)に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情

報量の測定から除きます。

1.3 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い

- (1) 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく通信料が算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日)を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

1.4 端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備(移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるものおよびE M O B I L E通信サービスの契約者回線に接続することができるもの)に限り、以下この別記1.4において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるE M O B I L E通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が別記6の技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
  - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるE M O B I L E通信サービス取扱所に通知していただきます。

1.5 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるものおよびE M O B I L E通信サービスの契約者回線に接続することができるもの)に限り、以下この別記1.5において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるE M O B I L E通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が別記6の技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるE M O B I L E通信サービス取扱所に通知していただきます。

#### 1.6 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記1.6において同じとします。）もしくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。以下この別記1.6において同じとします。）を、当社が指定した期日に当社が指定するE M O B I L E通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記4または1.4の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

#### 1.7 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
- (11) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為

- ( 1 3 ) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- ( 1 4 ) ( 1 ) から ( 1 3 ) のほか、法令または慣習に違反する行為
- ( 1 5 ) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- ( 1 6 ) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- ( 1 7 ) 上記 ( 1 6 ) までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

#### 1 8 契約者に係る情報の共同利用の取扱い

- ( 1 ) 共同利用する者の範囲は、当社およびイー・アクセス株式会社とします。
- ( 2 ) 共同利用する者の目的は、以下のとおりとします。
  - ア 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等の各種情報の提供・案内
  - イ 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関するキャンペーン・展示会等のイベントの案内・実施
  - ウ 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関するカタログ・C D - R O M 等の各種資料・サンプル等の提供・送付
  - エ 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関する企画・開発・販売のためのアンケート等の調査および分析
  - オ 契約者が申し込まれたまたは購入された共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関する提供・保守等で必要な利用
- ( 3 ) 共同して利用される契約者に係る情報の項目は、以下の通りとします。
  - ア 氏名、住所、性別、年齢、電話番号、F A X 番号、メールアドレス等の基本情報
  - イ 契約情報およびそれに付随する情報
- ( 4 ) 共同利用される契約者に係る情報の管理責任者は、当社とします。

#### 1 9 第 5 4 条 ( 電気通信事業者への情報の通知 ) 第 1 項の規定に基づき当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電 気 通 信 事 業 者
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、K D D I 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、U Q コミュニケーションズ株式会社、株式会社ラネットおよび株式会社インフォニックス

#### 2 0 長期契約割引の取扱い

契約者は、第 2 種定期契約および第 3 種定期契約を締結した際には、その契約毎にそれぞれ当社が指定する内容および条件で長期契約割引を受けることができます。

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 料金の計算は、この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。  
ただし、国際アウトローミングに係るパケット通信料の計算については、この料金表に規定する額により行います。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、パケット通信料およびユニバーサルサービス料は料金月（その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む料金月とします。）に従って計算します。  
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

#### (基本使用料等の日割り)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りではありません。
  - (1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線の提供の開始があったとき。
  - (2) 料金月の起算日以外の日、契約の解除があったとき。
  - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
  - (4) 料金月の起算日以外の日、月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
  - (5) 第36条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
  - (6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 5 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第36条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 6 第4項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

#### (端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

#### (一括請求の取扱い)

- 8 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限りません。以下「統合対象

サービス」といいます。)に係る料金等に合わせて、一括して請求(以下「E M O B I L E一括請求」といいます。)します。

- 9 当社は、E M O B I L E一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
  - (1) E M O B I L E通信サービス利用権の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。
  - (2) E M O B I L E通信サービス契約もしくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。
  - (3) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
- 10 E M O B I L E一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金額の通知)

- 11 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

(料金等の支払い)

- 12 契約者は、料金および工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 13 前項の場合において、料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 14 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際アウトローミングに係るパケット通信料については、消費税相当額は加算されません。

(料金の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この料金表または約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。
- 16 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

## 第1表 EMOBILE通信サービスに関する料金

### 第1 基本使用料

#### 1 適用

基本使用料の適用については、第36条（基本使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用			
(1)基本使用料の 料金種別の選 択等	ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、EMモバイルブロードバンドを提供します。		
	イ EMモバイルブロードバンドには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。		
	契約の種別		料金種別
	一般契約		データプラン（ベーシック）
			ギガデータプラン（ベーシック）
			バリューデータプラン（ベーシック）
			スーパーライトデータプラン（ベーシック）
			データプラン21（ベーシック）
			ギガデータプラン21（ベーシック）
			バリューデータプラン21（ベーシック）
スーパーライトデータプラン21（ベーシック）			
定期契約	第1種定期契約	年とく割	データプラン（年とく割）
			ギガデータプラン（年とく割）
			バリューデータプラン（年とく割）
			スーパーライトデータプラン（年とく割）
			データプラン21（年とく割）
			ギガデータプラン21（年とく割）

				バリューデータプラン 2 1(年とく割)	
				スーパーライトデータプラン 2 1(年とく割)	
		年とく割 2		データプラン(年とく割 2)	
				ギガデータプラン(年とく割 2)	
				バリューデータプラン(年とく割 2)	
				スーパーライトデータプラン(年とく割 2)	
				データプラン 2 1(年とく割 2)	
				ギガデータプラン 2 1(年とく割 2)	
				バリューデータプラン 2 1(年とく割 2)	
				スーパーライトデータプラン 2 1(年とく割 2)	
	第 3 種 定 期契約		にねん MAX		データプラン(にねんMAX)
					ギガデータプラン(にねんMAX)
				バリューデータプラン(にねんMAX)	
				スーパーライトデータプラン(にねんMAX)	
				データプラン 2 1(にねんMAX)	
				ギガデータプラン 2 1(にねんMAX)	
				バリューデータプラン 2 1(にねんMAX)	
				スーパーライトデータプラン 2 1(にねんMAX)	
				にねん L	データプラン(にねん L)
				ギガデータプラン(にねん L)	

				バリューデータプラン (にねんL)
				スーパーライトデータプラン(にねんL)
				データプラン2 1 (にねんL)
				ギガデータプラン2 1 (にねんL)
				バリューデータプラン2 1(にねんL)
				スーパーライトデータプラン2 1 (にねんL)
			にねん	データプラン (にねん)
				ギガデータプラン (にねん)
				バリューデータプラン (にねん)
				スーパーライトデータプラン(にねん)
				データプラン2 1 (にねん)
				ギガデータプラン2 1 (にねん)
				バリューデータプラン2 1(にねん)
				スーパーライトデータプラン2 1 (にねん)
			にねんM	データプラン (にねんM)
				ギガデータプラン (にねんM)
				バリューデータプラン (にねんM)
				スーパーライトデータプラン(にねんM)
				データプラン2 1 (にねんM)
				ギガデータプラン2 1 (にねんM)
				バリューデータプラン2 1(にねんM)
				スーパーライトデータプラン2 1 (にねんM)

		新にねん	データプラン（新にねん）
			ギガデータプラン（新にねん）
			バリューデータプラン（新にねん）
			スーパーライトデータプラン（新にねん）
			データプラン21（新にねん）
			ギガデータプラン21（新にねん）
			バリューデータプラン21（新にねん）
			スーパーライトデータプラン21（新にねん）
	第4種定期契約	にねん得割	データプラン（にねん得割）
			スーパーライトデータプラン（にねん得割）
			データプラン21（にねん得割）
			スーパーライトデータプラン21（にねん得割）
	<p>ウ 契約者はあらかじめ契約の種別および基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>エ 契約者は、本表（2）（2）の2、（2）の2の2、（2）の4の1、（2）の4の2、（2）の4の3、（2）の4の5、（2）の4の6、（2）の5に規定する基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。この場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>		
	（2）データプラン（ベーシック）	ア データプラン（ベーシック）	
ギガデータプラン（ベーシック）	ギガデータプラン（ベーシック）		
バリューデータプラン（ベーシック）	バリューデータプラン（ベーシック）		
スーパーライトデータプラン（ベーシック）	スーパーライトデータプラン（ベーシック）		
データプラン21（ベーシック）	データプラン21（ベーシック）		
ギガデータプラン21（ベーシック）	ギガデータプラン21（ベーシック）		
バリューデータプラン21（ベーシック）	バリューデータプラン21（ベーシック）		
スーパーライトデータプラン21（ベーシック）	スーパーライトデータプラン21（ベーシック）		
<p>イ データプラン（ベーシック）</p>			
<p>ギガデータプラン（ベーシック）</p>			

<p>タプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)およびスーパーライトデータプラン21(ベーシック)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>バリューデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="517 837 1366 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 837 986 887">区 分</th> <th data-bbox="986 837 1366 887">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 887 986 1415">1 データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の解除があったとき。</td> <td data-bbox="986 887 1366 1415">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1415 986 1653">2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td data-bbox="986 1415 1366 1653">契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用						
1 データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。						
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。						
<p>(2)の2 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)</p>	<p>ア データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、データプラン21(年とく割)、ギガデータプラン21(年とく割)、バリューデータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金額を適用します。</p>						

<p>スーパーライトデータプラン(年とく割)、データプラン(年とく割)、データプラン21(年とく割)、ギガデータプラン21(年とく割)、バリューデータプラン21(年とく割)およびスーパーライトデータプラン21(年とく割)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>イ データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、データプラン21(年とく割)、ギガデータプラン21(年とく割)、バリューデータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p>						
	<p>ウ データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、データプラン21(年とく割)、ギガデータプラン21(年とく割)、バリューデータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、データプラン21(年とく割)、ギガデータプラン21(年とく割)、バリューデータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、データプラン21(年とく割)、ギガデータプラン21(年とく割)、バリューデータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用						
1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、データプラン21(年とく割)、ギガデータプラン21(年とく割)、バリューデータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。						
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。						
<p>(2)の2の2 データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン</p>	<p>ア データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプラン21(年とく割2)、ギガデータプラン21(年とく割2)、バリューデータプラン21(年とく割2)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割2)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金額を適用します。</p>						

<p>(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプラン21(年とく割2)、ギガデータプラン21(年とく割2)、バリューデータプラン21(年とく割2)およびスーパーライトデータプラン21(年とく割2)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>イ データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプラン21(年とく割2)、ギガデータプラン21(年とく割2)、バリューデータプラン21(年とく割2)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割2)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプラン21(年とく割2)、ギガデータプラン21(年とく割2)、バリューデータプラン21(年とく割2)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割2)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプラン21(年とく割2)、ギガデータプラン21(年とく割2)、バリューデータプラン21(年とく割2)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割2)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプラン21(年とく割2)、ギガデータプラン21(年とく割2)、バリューデータプラン21(年とく割2)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割2)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
	区 分	基本使用料の適用					
1 データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプラン21(年とく割2)、ギガデータプラン21(年とく割2)、バリューデータプラン21(年とく割2)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割2)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。						
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。						
<p>(2)の3 削除</p>	<p>削除</p>						
<p>(2)の4の1 データプラン(にねん)、ギガデータプラン(にねん)、バリューデータプラン(にねん)、スーパーライトデータプラン(にねん)、データプラン21(にねん)、ギガデータプラン21(にねん)、バリューデータプラン21(にねん)またはスーパーライトデータプラン21(にねん)の基本使用料については、この料</p>	<p>ア データプラン(にねん)、ギガデータプラン(にねん)、バリューデータプラン(にねん)、スーパーライトデータプラン(にねん)、データプラン21(にねん)、ギガデータプラン21(にねん)、バリューデータプラン21(にねん)またはスーパーライトデータプラン21(にねん)の基本使用料については、この料</p>						

<p>ーデータプラン（にねん） スーパーライトデータプラン（にねん） データプラン21（にねん） ギガデータプラン21（にねん） バリューデータプラン21（にねん） およびスーパーライトデータプラン21（にねん）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン（にねん） ギガデータプラン（にねん） バリューデータプラン（にねん） スーパーライトデータプラン（にねん） データプラン21（にねん） ギガデータプラン21（にねん） バリューデータプラン21（にねん）またはスーパーライトデータプラン21（にねん）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン（にねん） ギガデータプラン（にねん） バリューデータプラン（にねん） スーパーライトデータプラン（にねん） データプラン21（にねん） ギガデータプラン21（にねん） バリューデータプラン21（にねん）またはスーパーライトデータプラン21（にねん）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>
<p>(2)の4の2 データプラン（新にねん） ギガデータプラン（新にねん）</p>	<p>ア データプラン（新にねん） ギガデータプラン（新にねん） バリューデータプラン（新にねん） スーパーライトデータプラン（新にねん） データプラン21（新にねん） ギガデータプラン21（新にねん） バリューデータプラン21（新にねん）またはスーパーライトデータプラン21（新にねん）の基本使用料に</p>

<p>バリューデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン2 1(新にねん)、ギガデータプラン2 1(新にねん)、バリューデータプラン2 1(新にねん)およびスーパーライトデータプラン2 1(新にねん)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2 - 1に規定する料金額を適用します。</p>					
	<p>イ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン2 1(新にねん)、ギガデータプラン2 1(新にねん)、バリューデータプラン2 1(新にねん)またはスーパーライトデータプラン2 1(新にねん)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p>					
	<p>ウ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン2 1(新にねん)、ギガデータプラン2 1(新にねん)、バリューデータプラン2 1(新にねん)またはスーパーライトデータプラン2 1(新にねん)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 985 965 1030">区 分</th> <th data-bbox="973 985 1356 1030">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 1041 965 1556"> <p>1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン2 1(新にねん)、ギガデータプラン2 1(新にねん)、バリューデータプラン2 1(新にねん)またはスーパーライトデータプラン2 1(新にねん)の解除があったとき。</p> </td> <td data-bbox="973 1041 1356 1556"> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1568 965 1736"> <p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p> </td> <td data-bbox="973 1568 1356 1736"> <p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン2 1(新にねん)、ギガデータプラン2 1(新にねん)、バリューデータプラン2 1(新にねん)またはスーパーライトデータプラン2 1(新にねん)の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
区 分	基本使用料の適用					
<p>1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン2 1(新にねん)、ギガデータプラン2 1(新にねん)、バリューデータプラン2 1(新にねん)またはスーパーライトデータプラン2 1(新にねん)の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>					
<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>					
<p>エ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン2 1(新にねん)、ギガデータプラン2 1(新にねん)、バリューデータプラン2 1(新にねん)またはスーパーライトデータプラン2 1(新にねん)の契約者は、第2 1条</p>						

	(定期契約の満了に伴う契約の変更等)第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割に係る料金種別に変更します。		
(2)の4の3 データプラン(にねんMAX)、ギガデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプラン21(にねんMAX)、ギガデータプラン21(にねんMAX)(にねんMAX)およびスーパーライトデータプラン21(にねんMAX)に係る基本使用料の取扱い	ア データプラン(にねんMAX)、ギガデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプラン21(にねんMAX)、ギガデータプラン21(にねんMAX)、バリューデータプラン21(にねんMAX)またはスーパーライトデータプラン21(にねんMAX)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金額を適用します。		
	イ データプラン(にねんMAX)、ギガデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプラン21(にねんMAX)、ギガデータプラン21(にねんMAX)、バリューデータプラン21(にねんMAX)またはスーパーライトデータプラン21(にねんMAX)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。		
	ウ データプラン(にねんMAX)、ギガデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプラン21(にねんMAX)、ギガデータプラン21(にねんMAX)、バリューデータプラン21(にねんMAX)またはスーパーライトデータプラン21(にねんMAX)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		
	区 分	基本使用料の適用	
	1 データプラン(にねんMAX)、ギガデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプラン21(にねんMAX)、ギガデータプラン21(にねんMAX)、バリューデータプラン21(にねんMAX)またはスーパーライト	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	

	<p>データプラン21(にねんMAX)の解除があったとき。</p> <p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>				
(2)の4の4 削除	削除					
(2)の4の5 データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプラン21(にねんM)、ギガデータプラン21(にねんM)およびスーパーライトデータプラン21(にねんM)に係る基本使用料の取扱い	<p>ア データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプラン21(にねんM)、ギガデータプラン21(にねんM)、バリューデータプラン21(にねんM)またはスーパーライトデータプラン21(にねんM)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプラン21(にねんM)、ギガデータプラン21(にねんM)、バリューデータプラン21(にねんM)またはスーパーライトデータプラン21(にねんM)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプラン21(にねんM)、ギガデータプラン21(にねんM)、バリューデータプラン21(にねんM)またはスーパーライトデータプラン21(にねんM)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプラン21(にねんM)、ギガデータプラン</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプラン21(にねんM)、ギガデータプラン	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用					
1 データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプラン21(にねんM)、ギガデータプラン	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。					

	<p>ン21(にねんM) バリュージェータプラン21(にねんM)またはスーパーライトデータプラン21(にねんM)の解除があったとき。</p>	
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
	<p>エ データプラン(にねんM) ギガデータプラン(にねんM) バリュージェータプラン(にねんM) スーパーライトデータプラン(にねんM) データプラン21(にねんM) ギガデータプラン21(にねんM) バリュージェータプラン21(にねんM)またはスーパーライトデータプラン21(にねんM)の契約者は、第21条(定期契約の満了に伴う契約の変更等)第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割に係る料金種別に変更します。</p>	
<p>(2)の4の6 データプラン(にねんL) ギガデータプラン(にねんL) バリュージェータプラン(にねんL) スーパーライトデータプラン(にねんL) データプラン21(にねんL) ギガデータプラン21(にねんL) およびスー</p>	<p>ア データプラン(にねんL) ギガデータプラン(にねんL) バリュージェータプラン(にねんL) スーパーライトデータプラン(にねんL) データプラン21(にねんL) ギガデータプラン21(にねんL) バリュージェータプラン21(にねんL)またはスーパーライトデータプラン21(にねんL)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(にねんL) ギガデータプラン(にねんL) バリュージェータプラン(にねんL) スーパーライトデータプラン(にねんL) データプラン21(にねんL) ギガデータプラン21(にねんL) バリュージェータプラン21(にねんL)またはスーパーライトデータプラン21(にねんL)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねんL) ギガデータプラン(にねんL) バリュージェータプラン(にねんL) スーパーライトデータプラン(にねんL) データプラン21(にねんL) ギガデータプラン21(にねんL) バリュージェータプラン21(にねんL)またはスーパーライトデータプラン21(にねんL)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	

<p>パーライトデータプラン2 1(にねんL) に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>区 分</p>	<p>基本使用料の適用</p>
	<p>1 データプラン(にねんL)、ギガデータプラン(にねんL)、バリューデータプラン(にねんL)、スーパーライトデータプラン(にねんL)、データプラン2 1(にねんL)、ギガデータプラン2 1(にねんL)、バリューデータプラン2 1(にねんL)またはスーパーライトデータプラン2 1(にねんL)の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>(2)の5 データプラン(にねん得割)、スーパーライトデータプラン(にねん得割)、データプラン2 1(にねん得割)およびスーパーライトデータプラン2 1(にねん得割)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア データプラン(にねん得割)、スーパーライトデータプラン(にねん得割)、データプラン2 1(にねん得割)およびスーパーライトデータプラン2 1(にねん得割)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2の2-1に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(にねん得割)、スーパーライトデータプラン(にねん得割)、データプラン2 1(にねん得割)およびスーパーライトデータプラン2 1(にねん得割)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねん得割)、スーパーライトデータプラン(にねん得割)、データプラン2 1(にねん得割)およびスーパーライトデータプラン2 1(にねん得割)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	

区分	基本使用料の適用
1 データプラン(にねん得割)スーパーライトデータプラン(にねん得割) データプラン21(にねん得割)およびスーパーライトデータプラン21(にねん得割)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
<p>エ データプラン(にねん得割)に係る基本使用料の適用を受ける契約者は、E M O B I L E 通信サービスに係る契約を締結した日を含む料金月から起算して24料金月を超える期間を継続して契約を締結している場合、料金表第1表第2(パケット通信料)1(1)の規定に基づいて算定される料金額が発生しない料金月について、2(料金額)に規定する基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>オ エにおいて「継続して契約を締結している場合」とは、次の場合をいいます。</p> <p>(ア) 定期契約の満了に伴い契約を更新したとき。</p> <p>(イ) 定期契約の満了に伴い契約を変更したとき。</p> <p>(ウ) 契約を解除すると同時にあらたに契約を締結したとき。</p>	
(3) データセットの取扱い	<p>ア データセットとは、契約者がデータプランの契約に加え、当社がE M O B I L E 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)に基づき提供するE M O B I L E サービスを1以上契約し、料金表通則8(一括請求の取扱い)に基づきE M O B I L E 一括請求を適用している場合において、適用する割引をいいます。</p> <p>イ データセットの取扱いについては、E M O B I L E 通信サービス契約約款(音声・データ通信編)に規定します。</p>

## 2 料金額

### 2 - 1 E Mモバイルブロードバンドに係る基本使用料

#### 1 契約者識別番号ごとに月額

区 分	料金額 (税込額)
データプラン (ベーシック)	5,696円 (税込額 5,980円)
ギガデータプラン (ベーシック)	4,743円 (税込額 4,980円)
バリューデータプラン (ベーシック)	3,791円 (税込額 3,980円)
スーパーライトデータプラン (ベーシック)	1,905円 (税込額 2,000円)
データプラン21 (ベーシック)	6,648円 (税込額 6,980円)
ギガデータプラン21 (ベーシック)	5,696円 (税込額 5,980円)
バリューデータプラン21 (ベーシック)	4,743円 (税込額 4,980円)
スーパーライトデータプラン21 (ベーシック)	1,905円 (税込額 2,000円)
データプラン (年とく割)	4,743円 (税込額 4,980円)
ギガデータプラン (年とく割)	3,791円 (税込額 3,980円)
バリューデータプラン (年とく割)	2,839円 (税込額 2,980円)
スーパーライトデータプラン (年とく割)	953円 (税込額 1,000円)
データプラン21 (年とく割)	5,696円 (税込額 5,980円)
ギガデータプラン21 (年とく割)	4,743円 (税込額 4,980円)
バリューデータプラン21 (年とく割)	3,791円 (税込額 3,980円)
スーパーライトデータプラン21 (年とく割)	953円 (税込額 1,000円)
データプラン (年とく割2)	4,362円 (税込額 4,580円)
ギガデータプラン (年とく割2)	3,410円 (税込額 3,580円)
バリューデータプラン (年とく割2)	2,458円 (税込額 2,580円)
スーパーライトデータプラン (年とく割2)	553円 (税込額 580円)
データプラン21 (年とく割2)	5,315円 (税込額 5,580円)
ギガデータプラン21 (年とく割2)	4,362円 (税込額 4,580円)
バリューデータプラン21 (年とく割2)	3,410円 (税込額 3,580円)
スーパーライトデータプラン21 (年とく割2)	553円 (税込額 580円)
データプラン (にねんMAX)	6,172円 (税込額 6,480円)
ギガデータプラン (にねんMAX)	5,219円 (税込額 5,480円)
バリューデータプラン (にねんMAX)	4,267円 (税込額 4,480円)
スーパーライトデータプラン (にねんMAX)	2,762円 (税込額 2,900円)
データプラン21 (にねんMAX)	7,124円 (税込額 7,480円)
ギガデータプラン21 (にねんMAX)	6,172円 (税込額 6,480円)

バリューデータプラン21(にねんMAX)	5,219円(税込額 5,480円)
スーパーライトデータプラン21(にねんMAX)	2,762円(税込額 2,900円)
データプラン(にねんL)	5,696円(税込額 5,980円)
ギガデータプラン(にねんL)	4,743円(税込額 4,980円)
バリューデータプラン(にねんL)	3,791円(税込額 3,980円)
スーパーライトデータプラン(にねんL)	2,286円(税込額 2,400円)
データプラン21(にねんL)	6,648円(税込額 6,980円)
ギガデータプラン21(にねんL)	5,696円(税込額 5,980円)
バリューデータプラン21(にねんL)	4,743円(税込額 4,980円)
スーパーライトデータプラン21(にねんL)	2,286円(税込額 2,400円)
データプラン(にねん)	5,696円(税込額 5,980円)
ギガデータプラン(にねん)	4,743円(税込額 4,980円)
バリューデータプラン(にねん)	3,791円(税込額 3,980円)
スーパーライトデータプラン(にねん)	1,905円(税込額 2,000円)
データプラン21(にねん)	6,648円(税込額 6,980円)
ギガデータプラン21(にねん)	5,696円(税込額 5,980円)
バリューデータプラン21(にねん)	4,743円(税込額 4,980円)
スーパーライトデータプラン21(にねん)	1,905円(税込額 2,000円)
データプラン(にねんM)	4,743円(税込額 4,980円)
ギガデータプラン(にねんM)	3,791円(税込額 3,980円)
バリューデータプラン(にねんM)	2,839円(税込額 2,980円)
スーパーライトデータプラン(にねんM)	1,334円(税込額 1,400円)
データプラン21(にねんM)	5,696円(税込額 5,980円)
ギガデータプラン21(にねんM)	4,743円(税込額 4,980円)
バリューデータプラン21(にねんM)	3,791円(税込額 3,980円)
スーパーライトデータプラン21(にねんM)	1,334円(税込額 1,400円)
データプラン(新にねん)	4,743円(税込額 4,980円)
ギガデータプラン(新にねん)	3,791円(税込額 3,980円)
バリューデータプラン(新にねん)	2,839円(税込額 2,980円)
スーパーライトデータプラン(新にねん)	953円(税込額 1,000円)
データプラン21(新にねん)	5,696円(税込額 5,980円)
ギガデータプラン21(新にねん)	4,743円(税込額 4,980円)
バリューデータプラン21(新にねん)	3,791円(税込額 3,980円)
スーパーライトデータプラン21(新にねん)	953円(税込額 1,000円)
データプラン(にねん得割)	4,077円(税込額 4,280円)

スーパーライトデータプラン（にねん得割）	2 6 7 円（税込額 2 8 0 円）
データプラン 2 1（にねん得割）	5 , 0 2 9 円（税込額 5 , 2 8 0 円）
スーパーライトデータプラン 2 1（にねん得割）	2 6 7 円（税込額 2 8 0 円）

## 第2 パケット通信料

### 1 適用

パケット通信料の適用については、第37条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。																
(2) 基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用	<p>ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="544 920 1353 1960"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 920 842 1041">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="842 920 1353 1041">支払いを要しない額/（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1041 842 1137">データプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="842 1041 1353 1137">（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1137 842 1283">ギガデータプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="842 1137 1353 1283">（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税込額88,081円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1283 842 1429">バリューデータプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="842 1283 1353 1429">（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税込額25,804円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1429 842 1574">スーパーライトデータプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="842 1429 1353 1574">（1）に規定した23,825パケット分の料金953円（税込額1,000円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1574 842 1671">データプラン21（ベーシック）</td> <td data-bbox="842 1574 1353 1671">（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1671 842 1816">ギガデータプラン21（ベーシック）</td> <td data-bbox="842 1671 1353 1816">（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税込額88,081円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1816 842 1960">バリューデータプラン21（ベーシック）</td> <td data-bbox="842 1816 1353 1960">（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税込額25,804円）</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額/（税込額）	データプラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額	ギガデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税込額88,081円）	バリューデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税込額25,804円）	スーパーライトデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した23,825パケット分の料金953円（税込額1,000円）	データプラン21（ベーシック）	（1）に規定した料金額	ギガデータプラン21（ベーシック）	（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税込額88,081円）	バリューデータプラン21（ベーシック）	（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税込額25,804円）
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額/（税込額）																
データプラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額																
ギガデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税込額88,081円）																
バリューデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税込額25,804円）																
スーパーライトデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した23,825パケット分の料金953円（税込額1,000円）																
データプラン21（ベーシック）	（1）に規定した料金額																
ギガデータプラン21（ベーシック）	（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税込額88,081円）																
バリューデータプラン21（ベーシック）	（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税込額25,804円）																

スーパーライトデータプラン21(ベーシック)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)
データプラン(年とく割)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(年とく割)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン(年とく割)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン(年とく割)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)
データプラン21(年とく割)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン21(年とく割)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン21(年とく割)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン21(年とく割)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)
データプラン(年とく割2)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(年とく割2)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン(年とく割2)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)

スーパーライトデータプラン (年とく割2)	(1)に規定した13,825パケット分の料金 553円(税込額580円)
データプラン21(年とく割2)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン21(年とく割2)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン21(年とく割2)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン21(年とく割2)	(1)に規定した13,825パケット分の料金 553円(税込額580円)
データプラン(にねんMAX)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(にねんMAX)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン(にねんMAX)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン (にねんMAX)	(1)に規定した23,825パケット分の料金 953円(税込額1,000円)
データプラン21(にねんMAX)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン21(にねんMAX)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン21(にねんMAX)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン21(にねんMAX)	(1)に規定した23,825パケット分の料金 953円(税込額1,000円)

データプラン(にねんL)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(にねんL)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン(にねんL)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン(にねんL)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)
データプラン21(にねんL)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン21(にねんL)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン21(にねんL)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン21(にねんL)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)
データプラン(にねん)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(にねん)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン(にねん)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン(にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)

データプラン21(にねん)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン21(にねん)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン21(にねん)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン21(にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)
データプラン(にねんM)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(にねんM)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン(にねんM)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン(にねんM)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)
データプラン21(にねんM)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン21(にねんM)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
バリューデータプラン21(にねんM)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)
スーパーライトデータプラン21(にねんM)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額1,000円)

データプラン (新にねん)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン (新にねん)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税 込額88,081円)
バリューデータプラン (新にねん)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税 込額25,804円)
スーパーライトデー タプラン (新にねん)	(1)に規定した23,825パケッ ト分の料金953円(税込額1,0 00円)
データプラン21(新 にねん)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン2 1(新にねん)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税 込額88,081円)
バリューデータプラン 21(新にねん)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税 込額25,804円)
スーパーライトデー タプラン21(新にね ん)	(1)に規定した23,825パケッ ト分の料金953円(税込額1,0 00円)
データプラン(にねん 得割)	(1)に規定した料金額
スーパーライトデー タプラン(にねん得 割)	(1)に規定した6,675パケット 分の料金267円(税込額280円)
データプラン21(に ねん得割)	(1)に規定した料金額
スーパーライトデー タプラン21(にねん 得割)	(1)に規定した6,675パケット 分の料金267円(税込額280円)
イ スーパーライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライ トデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年 とく割2)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、ス ーパーライトデータプラン(にねんL)、スーパーライトデー	

	<p>タプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねんM) スーパーライトデータプラン(新にねん) スーパーライトデータプラン(にねん得割) スーパーライトデータプラン21(ベーシック) スーパーライトデータプラン21(年とく割) スーパーライトデータプラン21(年とく割2) スーパーライトデータプラン21(にねんMAX) スーパーライトデータプラン21(にねんL) スーパーライトデータプラン21(にねん) スーパーライトデータプラン21(にねんM) スーパーライトデータプラン21(新にねん) スーパーライトデータプラン21(にねん得割) バリューデータプラン(ベーシック) バリューデータプラン(年とく割) バリューデータプラン(年とく割2) バリューデータプラン(にねんMAX) バリューデータプラン(にねんL) バリューデータプラン(にねん) バリューデータプラン(にねんM) バリューデータプラン(新にねん) バリューデータプラン21(ベーシック) バリューデータプラン21(年とく割) バリューデータプラン21(年とく割2) バリューデータプラン21(にねんMAX) バリューデータプラン21(にねんL) バリューデータプラン21(にねん) バリューデータプラン21(にねんM)およびバリューデータプラン21(新にねん)におけるパケット通信料のうち支払いを要しない額については、料金表通則4(基本使用料等の日割り)の規定に準じて、日割り計算を行います。</p>						
<p>(3)の1 基本使用料の料金種別による最大パケット通信料金額の適用</p>	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からのパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="544 1603 1350 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1603 868 1711">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="868 1603 1350 1711">最大パケット通信料金額/(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1711 868 1868">スーパーライトデータプラン(ベーシック)</td> <td data-bbox="868 1711 1350 1868">4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1868 868 1962">スーパーライトデータプラン(年とく割)</td> <td data-bbox="868 1868 1350 1962">4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/(税込額)	スーパーライトデータプラン(ベーシック)	4,743円 (税込額 4,980円)	スーパーライトデータプラン(年とく割)	4,743円 (税込額 4,980円)
基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/(税込額)						
スーパーライトデータプラン(ベーシック)	4,743円 (税込額 4,980円)						
スーパーライトデータプラン(年とく割)	4,743円 (税込額 4,980円)						

スーパーライトデータ プラン(年とく割2)	4,743円 (税込額 4,980円)
スーパーライトデータ プラン(にねんMAX)	4,743円 (税込額 4,980円)
スーパーライトデータ プラン(にねんL)	4,743円 (税込額 4,980円)
スーパーライトデータ プラン(にねん)	4,743円 (税込額 4,980円)
スーパーライトデータ プラン(にねんM)	4,743円 (税込額 4,980円)
スーパーライトデータ プラン(新にねん)	4,743円 (税込額 4,980円)
スーパーライトデータ プラン(にねん得割)	4,458円 (税込額 4,680円)
スーパーライトデータ プラン21(ベーシック)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータ プラン21(年とく割)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータ プラン21(年とく割 2)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータ プラン21(にねんM AX)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータ プラン21(にねんL)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータ プラン21(にねん)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータ プラン21(にねんM)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータ プラン21(新にねん)	5,696円 (税込額 5,980円)

	スーパーライトデータ プラン21(にねん得 割)	5,410円 (税込額 5,680円)																								
(3)の2 基本使用 料の料金種別 による最大料金額 の適用	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、料金表第1(基本使用料)で計算された契約者回線の基本使用料と料金表第2(パケット通信料)(1)および(2)で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の合計額が、同表の右欄に規定する最大料金額以上となる場合は、その最大料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>最大料金額/(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギガデータプラン (ベーシック)</td> <td>6,648円 (税込額 6,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (年とく割)</td> <td>5,696円 (税込額 5,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (年とく割2)</td> <td>5,315円 (税込額 5,580円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (にねんMAX)</td> <td>7,124円 (税込額 7,480円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (にねんL)</td> <td>6,648円 (税込額 6,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (にねん)</td> <td>6,648円 (税込額 6,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (にねんM)</td> <td>5,696円 (税込額 5,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (新にねん)</td> <td>5,696円 (税込額 5,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン21 (ベーシック)</td> <td>7,600円 (税込額 7,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン21 (年とく割)</td> <td>6,648円 (税込額 6,980円)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン21 (年とく割2)</td> <td>6,267円 (税込額 6,580円)</td> </tr> </tbody> </table>		基本使用料の料金種別	最大料金額/(税込額)	ギガデータプラン (ベーシック)	6,648円 (税込額 6,980円)	ギガデータプラン (年とく割)	5,696円 (税込額 5,980円)	ギガデータプラン (年とく割2)	5,315円 (税込額 5,580円)	ギガデータプラン (にねんMAX)	7,124円 (税込額 7,480円)	ギガデータプラン (にねんL)	6,648円 (税込額 6,980円)	ギガデータプラン (にねん)	6,648円 (税込額 6,980円)	ギガデータプラン (にねんM)	5,696円 (税込額 5,980円)	ギガデータプラン (新にねん)	5,696円 (税込額 5,980円)	ギガデータプラン21 (ベーシック)	7,600円 (税込額 7,980円)	ギガデータプラン21 (年とく割)	6,648円 (税込額 6,980円)	ギガデータプラン21 (年とく割2)	6,267円 (税込額 6,580円)
基本使用料の料金種別	最大料金額/(税込額)																									
ギガデータプラン (ベーシック)	6,648円 (税込額 6,980円)																									
ギガデータプラン (年とく割)	5,696円 (税込額 5,980円)																									
ギガデータプラン (年とく割2)	5,315円 (税込額 5,580円)																									
ギガデータプラン (にねんMAX)	7,124円 (税込額 7,480円)																									
ギガデータプラン (にねんL)	6,648円 (税込額 6,980円)																									
ギガデータプラン (にねん)	6,648円 (税込額 6,980円)																									
ギガデータプラン (にねんM)	5,696円 (税込額 5,980円)																									
ギガデータプラン (新にねん)	5,696円 (税込額 5,980円)																									
ギガデータプラン21 (ベーシック)	7,600円 (税込額 7,980円)																									
ギガデータプラン21 (年とく割)	6,648円 (税込額 6,980円)																									
ギガデータプラン21 (年とく割2)	6,267円 (税込額 6,580円)																									

ギガデータプラン21 (にねんMAX)	8,077円 (税込額 8,480円)
ギガデータプラン21 (にねんL)	7,600円 (税込額 7,980円)
ギガデータプラン21 (にねん)	7,600円 (税込額 7,980円)
ギガデータプラン21 (にねんM)	6,648円 (税込額 6,980円)
ギガデータプラン21 (新にねん)	6,648円 (税込額 6,980円)
バリューデータプラン (ベーシック)	6,648円 (税込額 6,980円)
バリューデータプラン (年とく割)	5,696円 (税込額 5,980円)
バリューデータプラン (年とく割2)	5,315円 (税込額 5,580円)
バリューデータプラン (にねんMAX)	7,124円 (税込額 7,480円)
バリューデータプラン (にねんL)	6,648円 (税込額 6,980円)
バリューデータプラン (にねん)	6,648円 (税込額 6,980円)
バリューデータプラン (にねんM)	5,696円 (税込額 5,980円)
バリューデータプラン (新にねん)	5,696円 (税込額 5,980円)
バリューデータプラン 21(ベーシック)	7,600円 (税込額 7,980円)
バリューデータプラン 21(年とく割)	6,648円 (税込額 6,980円)
バリューデータプラン 21(年とく割2)	6,267円 (税込額 6,580円)
バリューデータプラン 21(にねんMAX)	8,077円 (税込額 8,480円)

	バリューデータプラン 21(にねんL)	7,600円 (税込額 7,980円)
	バリューデータプラン 21(にねん)	7,600円 (税込額 7,980円)
	バリューデータプラン 21(にねんM)	6,648円 (税込額 6,980円)
	バリューデータプラン 21(新にねん)	6,648円 (税込額 6,980円)
(4)EMモバイルブロードバンドに係る無線IPアクセスサービス	<p>ア 契約者は、無線IPアクセスサービス(当社の無線IP網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>イ 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>エ 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	

## 2 料金額

### 2 - 1 E Mモバイルブロードバンドに係るもの

区 分		料金額 (税込額)
パ ケ ッ ト 通 信 料	データプラン (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ギガデータプラン (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	バリューデータプラン (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	スーパーライトデータプラン (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
	データプラン21 (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ギガデータプラン21 (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	バリューデータプラン21 (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	スーパーライトデータプラン21 (ベーシック)	1 課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
	データプラン (年とく割)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ギガデータプラン (年とく割)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	バリューデータプラン (年とく割)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	スーパーライトデータプラン (年とく割)	1 課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
	データプラン21 (年とく割)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ギガデータプラン21 (年とく割)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
バリューデータプラン21 (年とく割)	1 課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)	

スーパーライトデータプラン21(年とく割)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
データプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
ギガデータプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
バリューデータプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
スーパーライトデータプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
データプラン21(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
ギガデータプラン21(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
バリューデータプラン21(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
スーパーライトデータプラン21(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
データプラン(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
ギガデータプラン(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
バリューデータプラン(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
スーパーライトデータプラン(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
データプラン21(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
ギガデータプラン21(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
バリューデータプラン21(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
スーパーライトデータプラン21(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
データプラン(にねんL)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)

ギガデータプラン（にねんL）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン（にねんL）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン（にねんL）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン21（にねんL）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ギガデータプラン21（にねんL）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン21（にねんL）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン21（にねんL）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ギガデータプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン21（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ギガデータプラン21（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン21（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン21（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ギガデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）

スーパーライトデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン21（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ギガデータプラン21（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン21（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン21（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ギガデータプラン（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン21（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ギガデータプラン21（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
バリューデータプラン21（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン21（新にねん）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）
データプラン21（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
スーパーライトデータプラン21（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税込額 0.042円）

### 第3 国際アウトローミングに係るパケット通信料

#### 1 適用

国際アウトローミングに係るパケット通信料の適用については、第55条の2（国際アウトローミングの利用等）第2項の規定によるほか、次のとおりとします。

国際アウトローミングに係るパケット通信料の適用	
(1) 国際アウトローミングに係るパケット通信料の料金区分の適用	国際アウトローミングに係る通信料の料金区分は、別表2（外国事業者一覧および料金区分等）に定めるその国際アウトローミングに係る外国事業者のグループに応じて適用します。
(2) 国際アウトローミングに係るパケット通信料の適用	<p>ア 国際アウトローミングに係るパケット通信料は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）が完了することに情報量を測定し、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ 国際アウトローミングに係るパケット通信量は、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合であっても、そのパケットについては、情報量の測定の対象となります。</p> <p>ウ 国際アウトローミングに係るパケット通信料については、契約者が国際アウトローミングを利用した日を含む料金月の翌料金月以降に算定されることがあります。</p> <p>エ 当社は、通信終了の信号を受けたとき、または一定時間内にその接続確認が取れなかったときはパケット通信を切断します。</p> <p>（注）国際アウトローミングの利用にあたって、料金表第1表第2（パケット通信料）の規定は適用されません。</p>

## 2 料金額

1セッションごとに次の料金額

パケット通信料区分 (グループ)	料 金 額		
グループ1	25キロバイトまでのもの		50円
	25キロバイト を超えるもの	25キロバイト までの部分	50円
		25キロバイト を超える部分	1キロバイトまでごとに 2円
グループ2	50キロバイトまでのもの		100円
	50キロバイト を超えるもの	50キロバイト までの部分	100円
		50キロバイト を超える部分	1キロバイトまでごとに 2円

備考 在圏する国または地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国事業者の定めるところによります。

#### 第4 契約解除料

##### 1 適用

契約解除料の適用については、第38条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用									
<p>(1) 契約解除料の支払いを要する場合</p>	<p>ア 満了日を含む料金月の翌料金月以外の日に定期契約の解除があったとき。</p> <p>イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更により次表の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表の右欄に規定する契約を締結したときは、料金表第1表第4の2に規定する契約解除料の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="683 936 1204 1373"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約解除料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約</td> </tr> <tr> <td>第3種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約</td> </tr> <tr> <td>第4種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イに定める場合、当社は、そのあらたに契約を締結した日を含む料金月の翌料金月からあらたに締結した契約の基本使用料の料金種別を適用します。</p>	契約解除料の適用		第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約	第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約	第4種定期契約	一般契約 第1種定期契約
契約解除料の適用									
第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約								
第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約								
第4種定期契約	一般契約 第1種定期契約								
<p>(2) 契約解除料の支払いを要しない場合</p>	<p>契約者は、次の場合には、料金表第1表第4の2に規定する契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>ア 満了日を含む料金月の翌料金月に第21条第1項の規定に基づき更新または料金表第1表第1（基本使用料）1（2）の4の2の工もしくは（2）の4の5の工の規定に基づき変更された第1種定期契約の解除があったとき。</p> <p>イ （1）のイの規定にかかわらず、第1種定期契約の年とく割のいずれかの料金種別に係る契約を解除すると同時にあらたに第1種定期契約の年とく割2の</p>								

	いずれかの料金種別に係る契約を締結したとき。
--	------------------------

## 2 料金額

### 2 - 1 第1種定期契約

第1種定期契約	年とく割	3,000円(税込額 3,150円)
	年とく割2	6,000円(税込額 6,300円)

### 2 - 2 削除

### 2 - 3 第3種定期契約

#### A B以外に係る契約解除料

		料金額 (税込額)		
		第3種定期契約		
		にねんMAX	にねん	新にねん
経過期間	ご利用 開始月	66,286円 (税込額 69,600円)	45,715円 (税込額 48,000円)	22,858円 (税込額 24,000円)
	1ヶ月	66,286円 (税込額 69,600円)	45,715円 (税込額 48,000円)	22,858円 (税込額 24,000円)
	2ヶ月	63,524円 (税込額 66,700円)	43,810円 (税込額 46,000円)	21,905円 (税込額 23,000円)
	3ヶ月	60,762円 (税込額 63,800円)	41,905円 (税込額 44,000円)	20,953円 (税込額 22,000円)
	4ヶ月	58,000円 (税込額 60,900円)	40,000円 (税込額 42,000円)	20,000円 (税込額 21,000円)
	5ヶ月	55,239円 (税込額 58,000円)	38,096円 (税込額 40,000円)	19,048円 (税込額 20,000円)
	6ヶ月	52,477円 (税込額 55,100円)	36,191円 (税込額 38,000円)	18,096円 (税込額 19,000円)
	7ヶ月	49,715円 (税込額 52,200円)	34,286円 (税込額 36,000円)	17,143円 (税込額 18,000円)
	8ヶ月	46,953円 (税込額 49,300円)	32,381円 (税込額 34,000円)	16,191円 (税込額 17,000円)

9ヶ月	44,191円 (税込額 46,400円)	30,477円 (税込額 32,000円)	15,239円 (税込額 16,000円)
10ヶ月	41,429円 (税込額 43,500円)	28,572円 (税込額 30,000円)	14,286円 (税込額 15,000円)
11ヶ月	38,667円 (税込額 40,600円)	26,667円 (税込額 28,000円)	13,334円 (税込額 14,000円)
12ヶ月	35,905円 (税込額 37,700円)	24,762円 (税込額 26,000円)	12,381円 (税込額 13,000円)
13ヶ月	33,143円 (税込額 34,800円)	22,858円 (税込額 24,000円)	11,429円 (税込額 12,000円)
14ヶ月	30,381円 (税込額 31,900円)	20,953円 (税込額 22,000円)	10,477円 (税込額 11,000円)
15ヶ月	27,619円 (税込額 29,000円)	19,048円 (税込額 20,000円)	9,524円 (税込額 10,000円)
16ヶ月	24,858円 (税込額 26,100円)	17,143円 (税込額 18,000円)	8,572円 (税込額 9,000円)
17ヶ月	22,096円 (税込額 23,200円)	15,239円 (税込額 16,000円)	7,619円 (税込額 8,000円)
18ヶ月	19,334円 (税込額 20,300円)	13,334円 (税込額 14,000円)	6,667円 (税込額 7,000円)
19ヶ月	16,572円 (税込額 17,400円)	11,429円 (税込額 12,000円)	5,715円 (税込額 6,000円)
20ヶ月	13,810円 (税込額 14,500円)	9,524円 (税込額 10,000円)	4,762円 (税込額 5,000円)
21ヶ月	11,048円 (税込額 11,600円)	7,619円 (税込額 8,000円)	3,810円 (税込額 4,000円)
22ヶ月	8,286円 (税込額 8,700円)	5,715円 (税込額 6,000円)	2,858円 (税込額 3,000円)
23ヶ月	5,524円 (税込額 5,800円)	3,810円 (税込額 4,000円)	1,905円 (税込額 2,000円)
24ヶ月	2,762円 (税込額 2,900円)	1,905円 (税込額 2,000円)	953円 (税込額 1,000円)

B にねんLおよびにねんMに係る契約解除料

		料金額 (税込額)	
		第3種定期契約	
		にねんL	にねんM
経過期間	ご利用 開始月	54,858円 (税込額 57,600円)	32,000円 (税込額 33,600円)
	1ヶ月	54,858円 (税込額 57,600円)	32,000円 (税込額 33,600円)
	2ヶ月	52,572円 (税込額 55,200円)	30,667円 (税込額 32,200円)
	3ヶ月	50,286円 (税込額 52,800円)	29,334円 (税込額 30,800円)
	4ヶ月	48,000円 (税込額 50,400円)	28,000円 (税込額 29,400円)
	5ヶ月	45,715円 (税込額 48,000円)	26,667円 (税込額 28,000円)
	6ヶ月	43,429円 (税込額 45,600円)	25,334円 (税込額 26,600円)
	7ヶ月	41,143円 (税込額 43,200円)	24,000円 (税込額 25,200円)
	8ヶ月	38,858円 (税込額 40,800円)	22,667円 (税込額 23,800円)
	9ヶ月	36,572円 (税込額 38,400円)	21,334円 (税込額 22,400円)
	10ヶ月	34,286円 (税込額 36,000円)	20,000円 (税込額 21,000円)
	11ヶ月	32,000円 (税込額 33,600円)	18,667円 (税込額 19,600円)
	12ヶ月	29,715円 (税込額 31,200円)	17,334円 (税込額 18,200円)
	13ヶ月	27,429円 (税込額 28,800円)	16,000円 (税込額 16,800円)
14ヶ月	25,143円 (税込額 26,400円)	14,667円 (税込額 15,400円)	

15ヶ月	22,858円 (税込額 24,000円)	13,334円 (税込額 14,000円)
16ヶ月	20,572円 (税込額 21,600円)	12,000円 (税込額 12,600円)
17ヶ月	18,286円 (税込額 19,200円)	10,667円 (税込額 11,200円)
18ヶ月	16,000円 (税込額 16,800円)	9,334円 (税込額 9,800円)
19ヶ月	13,715円 (税込額 14,400円)	8,000円 (税込額 8,400円)
20ヶ月	11,429円 (税込額 12,000円)	6,667円 (税込額 7,000円)
21ヶ月	9,143円 (税込額 9,600円)	5,334円 (税込額 5,600円)
22ヶ月	6,858円 (税込額 7,200円)	4,000円 (税込額 4,200円)
23ヶ月	4,572円 (税込額 4,800円)	2,667円 (税込額 2,800円)
24ヶ月	2,286円 (税込額 2,400円)	1,334円 (税込額 1,400円)

#### 2 - 4 第4種定期契約

第4種定期契約	にねん得割	9,500円(税込額 9,975円)
---------	-------	--------------------

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第39条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用															
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>EM chip再発行手数料</td> <td>EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>契約者が利用料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合当社が書面で行う契約者への支払の督促に係る料金</td> </tr> <tr> <td>振込請求書発行手数料</td> <td>振込請求書の発行に係る料金</td> </tr> <tr> <td>支払証明書等発行手数料</td> <td>料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金</td> </tr> <tr> <td>その他証明書の発行手数料</td> <td>上記以外の証明書の発行に係る料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	督促手数料	契約者が利用料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合当社が書面で行う契約者への支払の督促に係る料金	振込請求書発行手数料	振込請求書の発行に係る料金	支払証明書等発行手数料	料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金	その他証明書の発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金
	料金種別	内容													
	契約事務手数料	EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	督促手数料	契約者が利用料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合当社が書面で行う契約者への支払の督促に係る料金													
	振込請求書発行手数料	振込請求書の発行に係る料金													
	支払証明書等発行手数料	料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金													
その他証明書の発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金														

## 2 料金額

料金種別	単 位	料金額 (税込額)
契約事務手数料	1 契約ごとに	2,700円 (税込額 2,835円)
EM chip再発行 手数料	1 請求ごとに	2,000円 (税込額 2,100円)
督促手数料	1 督促ごとに	300円 (税込額 315円)
振込請求書発行手数料	1 契約について 発行1回ごとに	150円 (税込額 157円)
支払証明書等発行手数料	1 契約について 発行1回ごとに	400円 (税込額 420円)
その他証明書の発行手数料	1 契約について 発行1回ごとに	300円 (税込額 315円)

## 第6 ユニバーサルサービス料

### 1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第39条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<p>(1) ユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア）料金月の末日に契約の解除があったとき。</p> <p>（イ）料金表第1表第1（基本使用料）1（2）の5エに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p>
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区 分	料金額（税込額）
ユニバーサルサービス料	8円（税込額 8.4円）

## 第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

## 第3表 付随サービスに関する料金

### 第1 請求書発行サービス

#### 1 適用

請求書発行サービス料の適用については別記2の(1)の規定によります。

#### 2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
請求書発行サービス料	発行1回ごとに	150円 (税込額 157円)

附則

(実施期日)この約款は、平成19年3月31日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年4月30日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年5月31日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成19年12月12日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附則

(実施期日) この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

附則

(実施期日) この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

附則

(実施期日) この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

附則

(実施期日) この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

附則

(実施期日) この改正規定は、平成21年7月24日から実施します。

附則

(実施期日) この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年11月5日から実施します。

(基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用に関する経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、バリューデータプランおよびバリューデータプラン21に係る料金種別について、この約款の料金表第1表第2(パケット通信料)1(適用)(2)イに規定するパケット通信料のうち支払いを要しない額の日割り計算は、別に告知する日から実施します。

(基本使用料の料金種別による最大料金額に関する経過措置)

3 第1項の規定にかかわらず、バリューデータプランおよびバリューデータプラン21に係る料金種別について、この約款の料金表第1表第2(パケット通信料)1(適用)(3)の2に規定する最大料金額のうち基本使用料の日割り計算が行われた月の最大料金額は、別に告知する日までの間、月額の基本使用料と日割り計算が行われた基本使用料との差額を控除して適用します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、附則別紙1によるほか、従前のとおりとします。

基本使用料の料金種別	データプラン(いちねん)
	ギガデータプラン(いちねん)
	データプラン21(いちねん)

	ギガデータプラン21(いちねん)
	ライトデータプラン(ベーシック)
	ライトデータプラン(年とく割)
	ライトデータプラン(いちねん)
	ライトデータプラン(にねん)
	ライトデータプラン(新にねん)
	スーパーライトデータプラン(にねん2480)
	スーパーライトデータプラン21(にねん2480)

(料金等の支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった契約者のE M O B I L E 通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のおりとしません。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年2月19日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する特例)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において次表の左欄に掲げる基本使用料の料金種別に係る定期契約を締結した場合、当該定期契約に係る基本使用料は、料金表第1表第1の2の2-1の規定にかかわらず、次表の右欄に掲げる料金額とします。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

1 契約者識別番号ごとに月額

データプラン(にねんMAX)	5,696円(税込額 5,980円)
データプラン21(にねんMAX)	6,648円(税込額 6,980円)

附則

(実施期日) この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年5月26日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する特例)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年8月31日までの間において次表の左欄に掲げる基本使用料の料金種別に係る定期契約を締結した場合、その契約に基づいて当社がE M O B I L E 通信サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して13料金月が経過するまでの間、当該定期契約に係る基本使用料は、料金表第1表第1の2の2-1の規定にかかわらず、次表の右欄に掲げる料金額とします。ただし、当該定期契約を締結した後、他の料金種別へ変更した場合、次表の右欄に掲げる料金額は適

用しません。

1 契約者識別番号ごとに月額

データプラン(にねんL)	4,743円(税込額 4,980円)
データプラン21(にねんL)	5,696円(税込額 5,980円)
データプラン(にねんM)	3,791円(税込額 3,980円)
データプラン21(にねんM)	4,743円(税込額 4,980円)

- 3 前項の場合における定期契約の締結が、E M O B I L E 通信サービスに係る契約を解除すると同時に締結される場合、前項中「料金月から起算して13料金月」とあるのは、「料金月の翌料金月から起算して12料金月」とします。

附則

(実施期日)この改正規定は、平成22年6月24日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する特例)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において次表の左欄に掲げる基本使用料の料金種別に係る定期契約を締結した場合、その契約に基づいて当社がE M O B I L E 通信サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して13料金月が経過するまでの間、当該定期契約に係る基本使用料は、料金表第1表第1の2の2-1の規定にかかわらず、次表の右欄に掲げる料金額とします。ただし、当該定期契約を締結した後、他の料金種別へ変更した場合、次表の右欄に掲げる料金額は適用しません。

1 契約者識別番号ごとに月額

データプラン(にねんM)	3,791円(税込額 3,980円)
データプラン21(にねんM)	4,743円(税込額 4,980円)

- 3 前項の場合における定期契約の締結が、E M O B I L E 通信サービスに係る契約を解除すると同時に締結される場合、前項中「料金月から起算して13料金月」とあるのは、「料金月の翌料金月から起算して12料金月」とします。

附則別紙 1

第 1 基本使用料

1 適用

料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 1 (適用)(1) のイおよびエ、(2) のア、イおよびウ、(2) の 2 のア、イおよびウ、(2) の 3、(2) の 4 の 1 のア、イおよびウ、(2) の 4 の 2 のア、イ、ウおよびエならびに(2) の 4 の 4 の規定については、下表の規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。

(1)基本使用料の料金種別の選択等 イおよびエ	イ EMモバイルブロードバンドには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。			
	契約の種別		料金種別	
	一般契約		データプラン(ベーシック)	
			ギガデータプラン(ベーシック)	
			バリューデータプラン(ベーシック)	
			ライトデータプラン(ベーシック)	
			スーパーライトデータプラン(ベーシック)	
			データプラン21(ベーシック)	
			ギガデータプラン21(ベーシック)	
			バリューデータプラン21(ベーシック)	
			スーパーライトデータプラン21(ベーシック)	
	定期契約	第1種定期契約	年とく割	データプラン(年とく割)
				ギガデータプラン(年とく割)
				バリューデータプラン(年とく割)
				ライトデータプラン(年とく割)
スーパーライトデータプラン(年とく割)				
データプラン21(年とく割)				

				ギガデータプラン 2 1 (年とく割)	
				バリュデータプラン 2 1(年とく割)	
				スーパーライトデータプラン 2 1 (年とく割)	
				年とく割 2	データプラン (年とく割 2 )
				ギガデータプラン (年とく割 2 )	
				バリュデータプラン(年とく割 2 )	
				スーパーライトデータプラン(年とく割 2 )	
				データプラン 2 1 (年とく割 2 )	
				ギガデータプラン 2 1(年とく割 2 )	
				バリュデータプラン 2 1(年とく割 2 )	
		スーパーライトデータプラン 2 1 (年とく割 2 )			
		第 2 種定期契約		データプラン (いちねん)	
				ギガデータプラン (いちねん)	
				ライトデータプラン (いちねん)	
				データプラン 2 1 (いちねん)	
				ギガデータプラン 2 1 (いちねん)	
		第 3 種定期契約	にねん MAX	データプラン (にねん MAX )	
				ギガデータプラン (にねん MAX )	
				バリュデータプラン(にねん MAX )	
		スーパーライトデータプラン(にねん MAX )			
		データプラン 2 1 (にねん MAX )			
		ギガデータプラン 2 1(にねん M			

				A X )
				バリューデータプラン 2 1 ( にねん M A X )
				スーパーライトデータプラン 2 1 ( にねん M A X )
		にねん 2 4 8 0		スーパーライトデータプラン ( にねん 2 4 8 0 )
				スーパーライトデータプラン 2 1 ( にねん 2 4 8 0 )
		にねん L		データプラン ( にねん L )
				ギガデータプラン ( にねん L )
				バリューデータプラン ( にねん L )
				スーパーライトデータプラン ( にねん L )
				データプラン 2 1 ( にねん L )
				ギガデータプラン 2 1 ( にねん L )
				バリューデータプラン 2 1 ( にねん L )
				スーパーライトデータプラン 2 1 ( にねん L )
		にねん		データプラン ( にねん )
				ギガデータプラン ( にねん )
				バリューデータプラン ( にねん )
				ライトデータプラン ( にねん )
				スーパーライトデータプラン ( にねん )
				データプラン 2 1 ( にねん )
				ギガデータプラン 2 1 ( にねん )
				バリューデータプラン 2 1 ( にねん )
				スーパーライトデータプラン 2 1 ( にねん )
		にねん M		データプラン ( にねん M )

				ギガデータプラン(にねんM)
				バリュージェータプラン(にねんM)
				スーパーライトデータプラン(にねんM)
				データプラン21(にねんM)
				ギガデータプラン21(にねんM)
				バリュージェータプラン21(にねんM)
				スーパーライトデータプラン21(にねんM)
			新にねん	データプラン(新にねん)
				ギガデータプラン(新にねん)
				バリュージェータプラン(新にねん)
				ライトデータプラン(新にねん)
				スーパーライトデータプラン(新にねん)
				データプラン21(新にねん)
				ギガデータプラン21(新にねん)
		バリュージェータプラン21(新にねん)		
		スーパーライトデータプラン21(新にねん)		
	第4種定期契約	にねん得割	データプラン(にねん得割)	
			スーパーライトデータプラン(にねん得割)	
			データプラン21(にねん得割)	
			スーパーライトデータプラン21(にねん得割)	
<p>エ 契約者は、本表(2)(2)の2、(2)の2の2、(2)の3、(2)の4の1、(2)の4の2、(2)の4の3、(2)の4の4、(2)の4の5、(2)の4の6、(2)の5に規定する基本</p>				

	<p>使用料の料金種別の変更を請求することができます。この場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>					
<p>(2)データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、ライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)およびスーパーライトデータプラン21(ベーシック)に係る基本使用料の取扱い ア、イおよびウ</p>	<p>ア データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、ライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、料金表第1表第1の2の2-1または附則別紙1第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、ライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、ライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシック)、バリューデータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 1536 987 1581">区 分</th> <th data-bbox="987 1536 1366 1581">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1581 987 1962">           1 データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、ライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシ         </td> <td data-bbox="987 1581 1366 1962">           その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。         </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、ライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシ	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。		
区 分	基本使用料の適用					
1 データプラン(ベーシック)、ギガデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(ベーシック)、ライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(ベーシック)、データプラン21(ベーシック)、ギガデータプラン21(ベーシ	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。					

	<p>ック) バリュージェータプラン21(ベーシック)またはスーパーライトデータプラン21(ベーシック)の解除があったとき。</p>					
<p>(2)の2 データプラン(年とく割) ギガデータプラン(年とく割) バリュージェータプラン(年とく割) ライトデータプラン(年とく割) スーパーライトデータプラン(年とく割) データプラン21(年とく割) ギガデータプラン21(年とく割) バリュージェータプラン21(年とく割) およびスーパーライトデータプラン21(年とく割)に係る基本使用料の取扱い ア、イ およびウ</p>	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>				
	<p>ア データプラン(年とく割) ギガデータプラン(年とく割) バリュージェータプラン(年とく割) ライトデータプラン(年とく割) スーパーライトデータプラン(年とく割) データプラン21(年とく割) ギガデータプラン21(年とく割) バリュージェータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、料金表第1表第1の2の2-1または附則別紙1第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(年とく割) ギガデータプラン(年とく割) バリュージェータプラン(年とく割) ライトデータプラン(年とく割) スーパーライトデータプラン(年とく割) データプラン21(年とく割) ギガデータプラン21(年とく割) バリュージェータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(年とく割) ギガデータプラン(年とく割) バリュージェータプラン(年とく割) ライトデータプラン(年とく割) スーパーライトデータプラン(年とく割) データプラン21(年とく割) ギガデータプラン21(年とく割) バリュージェータプラン21(年とく割)またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 1749 986 1800">区 分</th> <th data-bbox="995 1749 1364 1800">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1800 986 1984">1 データプラン(年とく割) ギガデータプラン(年とく割) バリュージェータプラン(年とく割) ライトデータプラン(年と</td> <td data-bbox="995 1800 1364 1984">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(年とく割) ギガデータプラン(年とく割) バリュージェータプラン(年とく割) ライトデータプラン(年と	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	
区 分	基本使用料の適用					
1 データプラン(年とく割) ギガデータプラン(年とく割) バリュージェータプラン(年とく割) ライトデータプラン(年と	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。					

	<p>く割)スーパーライトデータプラン(年とく割) データプラン21(年とく割) ギガデータプラン21(年とく割) バリューデータプラン21(年とく割) またはスーパーライトデータプラン21(年とく割)の解除があったとき。</p>					
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>				
<p>(2)の3 データプラン(いちねん) ギガデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(いちねん) データプラン21(いちねん)およびギガデータプラン21(いちねん)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア データプラン(いちねん) ギガデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(いちねん) データプラン21(いちねん)またはギガデータプラン21(いちねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙1第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(いちねん) ギガデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(いちねん) データプラン21(いちねん)またはギガデータプラン21(いちねん)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(いちねん) ギガデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(いちねん) データプラン21(いちねん)またはギガデータプラン21(いちねん)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 1471 963 1518">区 分</th> <th data-bbox="970 1471 1364 1518">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1527 963 1839"> <p>1 データプラン(いちねん) ギガデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(いちねん) データプラン21(いちねん)またはギガデータプラン21(いちねん)の解除があったとき。</p> </td> <td data-bbox="970 1527 1364 1839"> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 データプラン(いちねん) ギガデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(いちねん) データプラン21(いちねん)またはギガデータプラン21(いちねん)の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
区 分	基本使用料の適用					
<p>1 データプラン(いちねん) ギガデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(いちねん) データプラン21(いちねん)またはギガデータプラン21(いちねん)の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>					

	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>			
<p>(2)の4の1 データプラン(にねん) ギガデータプラン(にねん) バリュージェットデータプラン(にねん) ライトデータプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねん) データプラン21(にねん) ギガデータプラン21(にねん) バリュージェットデータプラン21(にねん) およびスーパーライトデータプラン21(にねん)に係る基本使用料の取扱い ア、イおよびウ</p>	<p>ア データプラン(にねん) ギガデータプラン(にねん) バリュージェットデータプラン(にねん) ライトデータプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねん) データプラン21(にねん) ギガデータプラン21(にねん) バリュージェットデータプラン21(にねん) またはスーパーライトデータプラン21(にねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、料金表第1表第1の2の2-1または附則別紙第1第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(にねん) ギガデータプラン(にねん) バリュージェットデータプラン(にねん) ライトデータプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねん) データプラン21(にねん) ギガデータプラン21(にねん) バリュージェットデータプラン21(にねん) またはスーパーライトデータプラン21(にねん)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねん) ギガデータプラン(にねん) バリュージェットデータプラン(にねん) ライトデータプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねん) データプラン21(にねん) ギガデータプラン21(にねん) バリュージェットデータプラン21(にねん) またはスーパーライトデータプラン21(にねん)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 1563 957 1608">区 分</th> <th data-bbox="963 1563 1358 1608">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 1608 957 1975"> <p>1 データプラン(にねん) ギガデータプラン(にねん) バリュージェットデータプラン(にねん) ライトデータプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねん) データプラン21(にねん) ギガデータプラン21(にねん) バリュージェット</p> </td> <td data-bbox="963 1608 1358 1975"> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 データプラン(にねん) ギガデータプラン(にねん) バリュージェットデータプラン(にねん) ライトデータプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねん) データプラン21(にねん) ギガデータプラン21(にねん) バリュージェット</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>	
区 分	基本使用料の適用				
<p>1 データプラン(にねん) ギガデータプラン(にねん) バリュージェットデータプラン(にねん) ライトデータプラン(にねん) スーパーライトデータプラン(にねん) データプラン21(にねん) ギガデータプラン21(にねん) バリュージェット</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>				

	<p>タプラン21(にねん)またはスーパーライトデータプラン21(にねん)の解除があったとき。</p>					
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>				
<p>(2)の4の2 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン21(新にねん)、ギガデータプラン21(新にねん)、バリューデータプラン21(新にねん)およびスーパーライトデータプラン21(新にねん)に係る基本使用料の取扱い ア、イ、ウおよびエ</p>	<p>ア データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン21(新にねん)、ギガデータプラン21(新にねん)、バリューデータプラン21(新にねん)またはスーパーライトデータプラン21(新にねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、料金表第1表第1の2の2-1または附則別紙1第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン21(新にねん)、ギガデータプラン21(新にねん)、バリューデータプラン21(新にねん)またはスーパーライトデータプラン21(新にねん)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプラン21(新にねん)、ギガデータプラン21(新にねん)、バリューデータプラン21(新にねん)またはスーパーライトデータプラン21(新にねん)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 1711 963 1756">区 分</th> <th data-bbox="968 1711 1361 1756">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1762 963 1977"> <p>1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデー</p> </td> <td data-bbox="968 1762 1361 1977"> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデー</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
区 分	基本使用料の適用					
<p>1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデー</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>					

	<p>プラン（新にねん）、データプラン21（新にねん）、ギガデータプラン21（新にねん）、バリューデータプラン21（新にねん）またはスーパーライトデータプラン21（新にねん）の解除があったとき。</p>					
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>				
	<p>エ データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にねん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、データプラン21（新にねん）、ギガデータプラン21（新にねん）、バリューデータプラン21（新にねん）またはスーパーライトデータプラン21（新にねん）の契約者は、第21条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割に係る料金種別に変更します。</p>					
<p>(2)の4の4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）およびスーパーライトデータプラン21（にねん2480）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはスーパーライトデータプラン21（にねん2480）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙1第1の2に規定する料金額を適用します。</p>					
	<p>イ スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはスーパーライトデータプラン21（にねん2480）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p>					
	<p>ウ スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはスーパーライトデータプラン21（にねん2480）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはスーパーライトデータプラン21（にねん2480）の解除があったとき。</p> </td> <td> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはスーパーライトデータプラン21（にねん2480）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>	
区 分	基本使用料の適用					
<p>1 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはスーパーライトデータプラン21（にねん2480）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>					

	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
--	---------------------------------	-----------------------------------------------------

## 2 料金額

区 分	料金額 (税込額)
ライトデータプラン (ベーシック)	2,839円 (税込額 2,980円)
ライトデータプラン (年とく割)	1,886円 (税込額 1,980円)
データプラン (いちねん)	5,696円 (税込額 5,980円)
ギガデータプラン (いちねん)	4,743円 (税込額 4,980円)
ライトデータプラン (いちねん)	2,839円 (税込額 2,980円)
データプラン21 (いちねん)	6,648円 (税込額 6,980円)
ギガデータプラン21 (いちねん)	5,696円 (税込額 5,980円)
スーパーライトデータプラン (にねん2480)	2,362円 (税込額 2,480円)
スーパーライトデータプラン21 (にねん2480)	2,362円 (税込額 2,480円)
ライトデータプラン (にねん)	2,839円 (税込額 2,980円)
ライトデータプラン (新にねん)	1,886円 (税込額 1,980円)

## 第2 パケット通信料

### 1 適用

料金表第1表第2(パケット通信料)1(適用)(1)(2)のアおよびイ、(3)の1ならびに(3)の2の規定については、下表の規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。

(1)パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、附則別紙1第2の2に規定する料金額を適用します。	
(2)基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用 アおよびイ	ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。 1 契約者識別番号ごとに月額	
	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額/(税込額)
	ライトデータプラン(ベーシック)	(1)に規定した93,400パケット分の料金 934円(税込額980円)
	ライトデータプラン(年とく割)	(1)に規定した93,400パケット分の料金 934円(税込額980円)
	データプラン(いちねん)	(1)に規定した料金額
	ギガデータプラン(いちねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
	ライトデータプラン(いちねん)	(1)に規定した93,400パケット分の料金 934円(税込額980円)
	データプラン21(いちねん)	(1)に規定した料金額
	ギガデータプラン21(いちねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)
	スーパーライトデータプラン(にねん2480)	(1)に規定した23,825パケット分の料金 953円(税込額1,000円)

	スーパーライトデータプラン21(にねん2480)	(1)に規定した23,825パケット分の料金 953円(税込額1,000円)														
	ライトデータプラン(にねん)	(1)に規定した93,400パケット分の料金 934円(税込額980円)														
	ライトデータプラン(新にねん)	(1)に規定した93,400パケット分の料金 934円(税込額980円)														
<p>イ ライトデータプラン(ベーシック) ライトデータプラン(年とく割) ライトデータプラン(いちねん) ライトデータプラン(にねん) ライトデータプラン(新にねん) スーパーライトデータプラン(にねん2480) スーパーライトデータプラン21(にねん2480)におけるパケット通信料のうち支払いを要しない額については、料金表通則4(基本使用料等の日割り)の規定に準じて、日割り計算を行います。</p>																
(3)の1 基本使用料の料金種別による最大パケット通信料金額の適用	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からのパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>最大パケット通信料金額/(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライトデータプラン(ベーシック)</td> <td>4,267円 (税込額 4,480円)</td> </tr> <tr> <td>ライトデータプラン(年とく割)</td> <td>4,267円 (税込額 4,480円)</td> </tr> <tr> <td>ライトデータプラン(いちねん)</td> <td>4,267円 (税込額 4,480円)</td> </tr> <tr> <td>ライトデータプラン(にねん)</td> <td>4,267円 (税込額 4,480円)</td> </tr> <tr> <td>ライトデータプラン(新にねん)</td> <td>4,267円 (税込額 4,480円)</td> </tr> <tr> <td>スーパーライトデータプラン(にねん2480)</td> <td>4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> </tbody> </table>		基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/(税込額)	ライトデータプラン(ベーシック)	4,267円 (税込額 4,480円)	ライトデータプラン(年とく割)	4,267円 (税込額 4,480円)	ライトデータプラン(いちねん)	4,267円 (税込額 4,480円)	ライトデータプラン(にねん)	4,267円 (税込額 4,480円)	ライトデータプラン(新にねん)	4,267円 (税込額 4,480円)	スーパーライトデータプラン(にねん2480)	4,743円 (税込額 4,980円)
基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/(税込額)															
ライトデータプラン(ベーシック)	4,267円 (税込額 4,480円)															
ライトデータプラン(年とく割)	4,267円 (税込額 4,480円)															
ライトデータプラン(いちねん)	4,267円 (税込額 4,480円)															
ライトデータプラン(にねん)	4,267円 (税込額 4,480円)															
ライトデータプラン(新にねん)	4,267円 (税込額 4,480円)															
スーパーライトデータプラン(にねん2480)	4,743円 (税込額 4,980円)															

	スーパーライトデータプラン21(にねん2480)	5,696円 (税込額 5,980円)
(3)の2 基本使用料の料金種別による最大料金額の適用	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、附則別紙1第1(基本使用料)で計算された契約者回線の基本使用料と附則別紙1第2(ポケット通信料)(1)および(2)で計算されたその契約者回線からのポケット通信料の合計額が、同表の右欄に規定する最大料金額以上となる場合は、その最大料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p>	
	基本使用料の料金種別	最大料金額/(税込額)
	ギガデータプラン(いちねん)	6,648円 (税込額 6,980円)
	ギガデータプラン21(いちねん)	7,600円 (税込額 7,980円)

## 2 料金額

区 分		料金額(税込額)
パ ケ ッ ト 通 信 料	ライトデータプラン(ベーシック)	1課金対象ポケットごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ライトデータプラン(年とく割)	1課金対象ポケットごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	データプラン(いちねん)	1課金対象ポケットごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ギガデータプラン(いちねん)	1課金対象ポケットごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ライトデータプラン(いちねん)	1課金対象ポケットごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	データプラン21(いちねん)	1課金対象ポケットごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
	ギガデータプラン21(いちねん)	1課金対象ポケットごとに0.01円 (税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン(にねん2480)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
スーパーライトデータプラン21(にねん2480)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税込額 0.042円)
ライトデータプラン(にねん)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)
ライトデータプラン(新にねん)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税込額 0.0105円)

### 第3 契約解除料

#### 1 適用

料金表第1表第4（契約解除料）1（適用）（1）のイの規定については、下表の規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとます。

(1) 契約解除料の支払いを要する場合 イ	イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更により次表の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表の右欄に規定する契約を締結したときは、料金表第1表第4の2または附則別紙1第3の2に規定する契約解除料の支払いを要します。	
	契約解除料の適用	
	第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約
	第2種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約
	第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約
第4種定期契約	一般契約 第1種定期契約	

## 2 料金額

		料金額 (税込額)	
		第2種定期契約	第3種定期契約
		いちねん	にねん2480
経過期間	ご利用 開始月	22,858円 (税込額 24,000円)	56,686円 (税込額 59,520円)
	1ヶ月	22,858円 (税込額 24,000円)	56,686円 (税込額 59,520円)
	2ヶ月	20,953円 (税込額 22,000円)	54,324円 (税込額 57,040円)
	3ヶ月	19,048円 (税込額 20,000円)	51,962円 (税込額 54,560円)
	4ヶ月	17,143円 (税込額 18,000円)	49,600円 (税込額 52,080円)
	5ヶ月	15,239円 (税込額 16,000円)	47,239円 (税込額 49,600円)
	6ヶ月	13,334円 (税込額 14,000円)	44,877円 (税込額 47,120円)
	7ヶ月	11,429円 (税込額 12,000円)	42,515円 (税込額 44,640円)
	8ヶ月	9,524円 (税込額 10,000円)	40,153円 (税込額 42,160円)
	9ヶ月	7,619円 (税込額 8,000円)	37,791円 (税込額 39,680円)
	10ヶ月	5,715円 (税込額 6,000円)	35,429円 (税込額 37,200円)
	11ヶ月	3,810円 (税込額 4,000円)	33,067円 (税込額 34,720円)
	12ヶ月	1,905円 (税込額 2,000円)	30,705円 (税込額 32,240円)
	13ヶ月		28,343円 (税込額 29,760円)
14ヶ月		25,981円 (税込額 27,280円)	

15ヶ月		23,619円 (税込額 24,800円)
16ヶ月		21,258円 (税込額 22,320円)
17ヶ月		18,896円 (税込額 19,840円)
18ヶ月		16,534円 (税込額 17,360円)
19ヶ月		14,172円 (税込額 14,880円)
20ヶ月		11,810円 (税込額 12,400円)
21ヶ月		9,448円 (税込額 9,920円)
22ヶ月		7,086円 (税込額 7,440円)
23ヶ月		4,724円 (税込額 4,960円)
24ヶ月		2,362円 (税込額 2,480円)